

大切なお知らせ



国民健康保険税について

〈問い合わせ〉 税務課 課税係 ☎0967(62)2703



お知らせ

国民健康保険（以下「国保」という。）は、病気やケガをしたときに安心して医療機関を受診できるように、加入者が国民健康保険税（以下「国保税」という。）を出し合い、財源を確保することにより、お互いを助け合う制度です。

国保税は、世帯主が納税義務者です。世帯主が国保に加入していない場合でも、納税義務者（擬制世帯主）となります。

●令和8年度国民健康保険税の税率について

少子化対策としての子ども・子育て支援施策を社会全体で支えるため、令和8年度から国保税の年間額に「子ども・子育て支援金分」が新たに加わります。子ども・子育て支援金制度の詳細は次ページをご参照ください。

令和8年度から新設

区分	医療分 ^{※1}	後期高齢者支援金分 ^{※1}	介護納付金分(40歳~64歳) ^{※1}	子ども・子育て支援金分
所得割	9.5%	2.1%	1.5%	0.27%
均等割	25,700円	7,000円	12,500円	1,400円 ^{※2}
平等割	27,400円	7,500円	—	—
18歳以上被保険者均等割	—	—	—	100円 ^{※2}
課税限度額	67万円	26万円	17万円	3万円

※1 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の税率などは据え置きとなります。

※2 子ども・子育て支援金分の均等割について、子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である人)は、全額軽減されます。

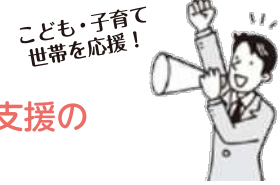
●低所得世帯に対する軽減基準

世帯主および国保加入者の合計所得が一定基準以下の場合、「均等割」と「平等割」について、7割・5割・2割の軽減措置が自動的に適用されます。

区分	令和8年度
7割	43万円+10万円×(給与所得者等-1)以下の世帯
5割	43万円+31万円×(国保加入者数および特定同一世帯所属者)+10万円×(給与所得者等-1)以下の世帯
2割	43万円+57万円×(国保加入者数および特定同一世帯所属者)+10万円×(給与所得者等-1)以下の世帯

- 均等割……………加入者1人あたりの税額
- 平等割……………加入世帯1世帯あたりの税額
- 給与所得者等……………一定の給与所得もしくは一定の公的年金等の支給を受ける人
- 特定同一世帯所属者……………同一世帯に属し、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人

●子ども・子育て支援金制度について



児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など**子ども・子育て支援の拡充**が既に始まっています。

給付の拡充には、令和8年度から始まる**子ども・子育て支援金**が充てられます。

もっと知りたい! 子ども・子育て支援金 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業の皆さんから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月に子ども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なる子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの?

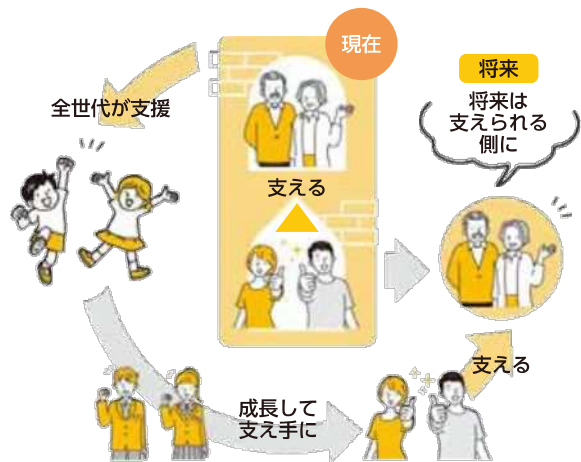
A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の人に対する保険料軽減措置を設けています。

Q 子ども・子育て支援政策において拡充される給付はどんなものがあるの?

- A ・児童手当の拡充
- ・育児時短就業給付
- ・育児期間中の国民年金保険料免除
- ・妊婦のための支援給付
- ・出生後休業支援給付
- ・子ども誰でも通園制度

Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A 子どもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての人にメリットがあるため、独身の人や高齢者の人など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



Q 支援金によって負担が増えるの?

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て支援金制度」について」

